不利益処分の処分基準

| <u></u> | | | | |
|---------|-----|----|----|---|
| 部課室等名 | | | 名 | 経済部 経済政策課 |
| 不 | 利益 | 処分 | ·名 | 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会に対する解散命令 |
| 根 | 拠 | 法 | 令 | 商店街振興組合法 |
| 根 | 拠 | 条 | 項 | 第86条第1項又は第2項 |
| 連 | 絡 先 | | 先 | (電話 621-5225) |
| 処分基準 | | | | (組合に対する解散の命令) 第86条 行政庁は、組合が第36条第2項に規定する設立要件を欠くに至ったと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。 2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。 所管行政庁については商店街振興組合法第88条の規定による。 平成26年8月1日設定(平成年月日最終変更) |